

2015 年度
大学・大学院奨学生募集要項

公益財団法人 朝鮮奨学会

本 部 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-8-1 新宿ビル 9 階
電話 03-3343-5757 fax 03-3344-3947
関西支部 〒536-0007 大阪府大阪市城東区成育 5-22-10
電話 06-4255-3618 fax 06-4255-3617
ホームページ <http://www.korean-s-f.or.jp>

公益財団法人 朝鮮奨学会

2015年度 大学・大学院奨学生募集要項

1. 応募資格

次の事項に該当する者

- ①日本の大学の学部（短期大学も含む）および大学院の正規課程（通信課程は除く）に在籍している韓国人・朝鮮人学生（特別永住者証明書・在留カード〈または外国人登録証明書〉の国籍表示が韓国もしくは朝鮮）。本国からの留学生を含む。
- ②成績が優良で学費の支弁が困難な者。
- ③2015年4月1日現在、学部生は満30歳未満、大学院生は満40歳未満の者（継続応募者は除く）。
- ④学部生は、**2学年以上**の者。大学院生は、1学年から応募できる。ただし、法科大学院の未修コース（3年制）に限り**2学年以上**の者。
- ⑤他の奨学金を受給していない者。ただし、貸与奨学金、本会奨学金と同額未満の給与奨学金、学内奨学金は受給していても応募できる。

2014年度本会の奨学生であった場合

- ・進級して学部および修士課程・博士課程・専門職課程に在学している者は継続生として応募できる。
- ・学部生の学業成績は、修得総科目の成績評価値が原則として**2.7以上**であること。
(優=5、良=3、可=1とするその平均値)
- ・進学して修士1年生もしくは博士1年生になった者は新規生として応募できる。
- ・短期大学卒業後、4年制大学の3年生以上に編入した者は新規生として応募できる。
- ・2014年度に採用されたのち途中辞退した場合は新規生として応募できる。
- ・留年した者、学部を卒業して学士編入した者は応募できない。
- ・大学院において各課程の最短履修年限を超えて在籍している者は応募できない。

2014年度本会の奨学生でなかった場合

- ・初めて応募する者は、新規生として応募する。
- ・過去に本会の奨学生であっても2014年度本会奨学生でなかった場合は、新規生として応募する。
- ・学部生の学業成績は、修得総科目の成績評価値が原則として**2.7以上**であること。
(優=5、良=3、可=1とするその平均値)
- ・高等専門学校（高専）の専攻科に進学した者は、新規生として応募できる。
- ・大学院において各課程の最短履修年限を超えて在籍している者は応募できない。
- ・本国からの留学生で、交換留学生として在学している者は応募できない。
- ・研究生、別科生、専攻生、聴講生は応募できない。

※韓国人留学生の新規応募については、「5. 応募方法」の「②留学生」を参照すること。

※応募資格について不明な点は、本会に問い合わせてください。

2. 奨学金金額と募集人数

		奨学金金額	募集人数	前年度 採用実績
学部生		月額 25,000円	未定	661名
大学院生	修士課程・専門職課程	月額 40,000円	未定	107名
	博士課程	月額 70,000円		

◇本会の奨学金は給付制であり、返還の義務はない。

3. 給付期間

奨学金の給付期間は1年間（4月～翌年3月まで）である。

※6年制（医・歯・薬・獣医系）の学部生の最長受給年限は4年間である。

※博士課程（博士後期課程）の最長受給年限は2年間である。

4. 募集期間

継続応募者 2015年4月1日(水)～**4月25日(土)** (4/25消印有効)

新規応募者 2015年4月1日(水)～5月1日(金) (5/1消印有効)

※継続・新規応募者で締切日が異なるので注意すること。

※締切日または前日の場合は速達にすること。

5. 応募方法

①特別永住者等(永住者、定住者、家族滞在などを含む)

個人で応募できる。

②留学生

継続応募者は**個人で応募できる。**

新規応募者は**個人で直接応募できない。**各大学の奨学金担当の部署を通じてのみ応募できる。

大学ごとに募集方法や書類の提出期日が異なるので、大学の担当部署に問い合わせること。

※2014年度本会奨学生であって修士課程もしくは博士課程に進学した韓国人留学生は、新規生になるが、個人で応募できる。

※書留・特定記録などの配達記録が残る方法で送付すること。

※大阪・京都・兵庫・滋賀・奈良・和歌山の大学に在学している者は関西支部に、それ以外の地域は本部に郵送すること。

※本会事務所の窓口では直接受け付けない。

※日本国外から送る場合は、EMS(国際スピード郵便)など伝票が手元に残る方法で郵送すること。

6. 応募書類

①大学・大学院奨学生願書

本会所定様式：4ページ

②研究計画書(大学院生のみ)

本会所定様式：2ページ

③在学証明書

2015年4月1日以降発行のもの。コピー不可。

④学業成績証明書

コピー不可。「成績通知書」不可。

⑤推薦書

本会所定様式：親展にすること。 **※学部生の継続応募者は不要。**

⑥特別永住者証明書・在留カード

本会所定様式に「カードの表裏のコピー」を貼り付けること。

(または外国人登録証明書)のコピー

応募者本人の国籍及び在留資格が表示されている住民票も可。

ただしコピー不可。

⑦収入等に関する調査書

本会所定様式に「収入等に関する書類」を貼り付けること。

調査書A：特別永住者等(永住者、定住者、家族滞在などを含む)用

調査書B：留学生用

※主たる家計支持者が日本国内で就労している場合は、「調査書A」を提出すること。

⑧返信用封筒

長形3号封筒

⑨応募書類チェックシート

本会所定様式

◇応募書類の作成においては、「記入の手引き」を参照すること。

7. 願書請求方法

願書等、所定の用紙は本部・関西支部で配布する。また、本会ホームページからダウンロードできる。

8. 選考と結果

書類審査と必要により面接審査を行う。面接を行う場合は別途通知する。

選考結果は、継続応募者は6月中旬、新規応募者は7月中旬までに大学と応募者本人に文書で通知する。選考結果(「採用」及び「不採用」)についての問い合わせには応じない。また、提出した応募書類は返却しない。

※採用された学生は本会の諸行事に必ず出席しなければならない(遠方地の者については考慮する)。

※応募後に本会奨学金と同額以上の他の給与奨学金の受給が決定した場合は必ず連絡すること。

※応募書類によって得た個人情報、選考および応募者本人との連絡以外の目的には使用しない。ただし奨学金の重複受給を確認する目的に限り、他の奨学団体に姓名・生年月日等を開示することがある。

公益財団法人朝鮮奨学会について

○本会の歩みと現在

朝鮮奨学会は日本で勉強している同胞学生を支援するための奨学育英機関で、110余年の歴史があります。

1943年、日本政府から公益事業をする「財団法人朝鮮奨学会」としての認可を得ました。

歴史の流れとともに幾多の変遷がありましたが、1957年に所属団体や思想・信条の違いなどを超越し、在日同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

奨学会は現在、東京の新宿（本館）、代々木（別館）と大阪（関西奨学会館）にビルを所有し、これらの基本財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。奨学会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

2012年7月31日、新公益法人制度のもと公益認定を取得し、同8月1日、「公益財団法人朝鮮奨学会」に移行しました。

○主な事業

朝鮮奨学会は、成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に奨学金を給付しています。

大学・大学院の奨学生は1961年からの本格的な奨学金給付事業の再開以来、延べ約3万名、高校・高専の奨学生は1966年以降で延べ約4万5千名になり、その奨学事業費の総額は約140億円に達します。

奨学生を対象に講演会や国語講座、ウリマル発表会を行い、会報誌「セフルム」を通して民族の心と文化を育み、交流会や懇談会を開いて親睦をはかっています。また、大学院生の研究発表会を開催し、学術研究の奨励を行っています。

公益財団法人朝鮮奨学会定款

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の諸学校に在学する韓国人・朝鮮人学生等の奨学援護を行うとともに、学術奨励と研究助成を行い、もって有為な人材育成と国際交流に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金給付
- (2) 学生支援及び学術研究奨励
- (3) 会館の運営
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学金給与規程

※公益財団法人移行に伴い、新しい定款に基づく「奨学金給与規程」を現在策定中です。

第1章 総則

財団法人朝鮮奨学会寄附行為第4条に基づきこの規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、韓国人・朝鮮人であって、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学(大学院を含む)に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

公益財団法人 朝鮮奨学会 大学・大学院奨学金 応募書類記入の手引き (2015年度)

※記入全般の注意：原則として黒のボールペン等を使用し、日本語で記入すること(ワープロ入力も可)。

①願書 (本会所定様式4ページ)

◇1/4 ページ	
・ 姓名	ハングル表記およびハングルのカタカナ読みがわからない場合は空欄のままよい。 通称名で通学している場合は、通称名欄にも記入すること。
・ 出生地	都道府県名を記入し、本国の場合は道または市を記入すること。
・ 渡日年月	日本以外の国で出生した人は必ず記入すること。
・ 在留資格	特別永住者証明書、在留カード (または外国人登録証明書) を参照し、該当する個所に☑すること。
・ 在学学校名	略さずに正式名を記入すること。
・ 写真	証明写真の裏面に姓名・学校名・学年を記入すること。
・ 学年	大学院生の学年は5年一貫博士課程 (前・後期制) の場合でも、修士課程、博士課程の該当年次で記入すること。
・ 現住所	応募者本人が居住する住所を記入すること。 寮、アパート、マンション名と居住する部屋の号室を必ず記入すること。
・ 本人以外の連絡先 (親権者など)	応募者本人の親権者 (またはそれに準ずる者) の連絡先を必ず記入すること。
◇2/4 ページ	
・ 母国語理解度	母国語とは、韓国語・朝鮮語のことである。 該当する番号に○をつけること (複数回答可)。
・ 学業成績	算定表で正確に計算したうえ、記入すること。 大学院生で、単位制でない場合はその旨を備考欄に記入すること。
◇3/4 ページ	
・ 家族構成および 経済状況	応募者が既婚の場合は配偶者と子についても記入すること。
・ 同居・別居	応募者本人ではなく、「主たる家計支持者 (父母等)」 から見た場合を記入すること。
・ 主たる家計支持者	同一生計家族のうち、父母またはこれに代わって家計を支えている者のうち、収入・所得金額が最も高い者。
・ 年間収入・所得	* 給与所得者 (会社員等) の場合には「源泉徴収票」の支払金額を記入すること。 * 給与所得以外 (自営業等) の場合には「確定申告書」等の所得金額を記入すること。 * 年金受給者の場合は市町村役場発行の「年金交付通知書」、「所得証明書 (課税/非課税証明書など)」の総支給額を記入すること。 * 生活保護受給者はその年額を記入 (「職業」欄に年金または生活保護と記入) すること。 * 応募者本人が主たる家計支持者の場合は、本人のものを記入すること。
◇4/4 ページ	
・ 奨学金応募理由	自己PR等において、美術系の専攻者は、作品の写真等を貼付すること。

② 研究計画書 (本会所定様式2ページ)

③ 在学証明書 (2015年4月1日以降発行のもの。コピー不可。「学生証」のコピー不可。)

④ 学業成績証明書（「成績通知書」は不可）

- ・修士課程1年生（専門職課程既修コース（2年制）1年生）は学部時の全学年のもの、博士課程1年生は修士課程時の全学年のもの。

※大学院生で今年度入学の留学生は、入学時に在籍大学に提出した成績証明書の複写でもよい。

※編入学・学士入学した者は、前大学の成績証明書と同時に現大学の単位認定書を添付すること。

※前年度に交換留学等をしていた者は、留学中の成績が現大学で単位認定（成績評価）されたものを提出すること。

⑤ 推薦書（本会所定様式：必ず親展にすること）

- ・学部生は、学部長、指導教員、クラス担任、奨学金担当者、いずれかの推薦書を提出すること。
- ・大学院生は、現指導教員の推薦書を提出すること。指導教員がない場合は上記と同じ。
- ・**学部生の継続応募者は推薦書不要。**

⑥ 特別永住者証明書・在留カード（または外国人登録証明書）の表裏コピー（本会所定様式）

- ・本会所定用式に貼り付けること（拡大コピー不要）。
- ・市区町村役場で発行される応募者本人の国籍及び在留資格が表示されている住民票（発行されて3カ月以内のもの）も可。コピー不可。

⑦ 収入等に関する調査書（本会所定様式）

本会所定用式に「収入等に関する書類」を貼り付けること。

「収入等に関する書類」は、主たる家計支持者のものを提出すること。

A 特別永住者等（永住者、定住者、家族滞在などを含む）の場合

－給与所得者は「源泉徴収票」（2014年1月～12月分）

－給与所得者以外は「確定申告書（控）」（2014年1月～12月分・税務署の受付印があるもの）のコピー。

電子申請を行った場合は、「申告内容確認票」のコピー、または「受付通知」（「メール詳細」も可）か「電子申告等データ」を貼付すること。

－年金受給者は、「年金交付通知書」（「年金振込通知書」「年金額改定通知書」「公的年金等源泉徴収票」でも可）または前年の所得証明書（課税/非課税証明書など2013年1月～12月の収入・所得を証明する書類）でも可。

－生活保護受給者は、「保護決定（変更）通知書」または前年の所得証明書でも可。

－2014年に於いて収入がない者は、前年の所得証明書を貼付すること。

※特別永住者等であっても、主たる家計支持者が日本国外で働いている場合は、「収入等に関する調査書B」の提出でも可とする。

B 留学生の場合

「収入等に関する調査書B」を提出すること。

※在留資格が「留学」であっても、主たる家計支持者が日本国内で働いている場合は、「収入等に関する調査書A」を提出すること。

⑧ 返信用封筒

長形3号の封筒（23.5×12.0cm）に応募者の住所、姓名を記入し、92円切手を貼付すること。

※返信用封筒は「応募書類を郵送する前に確認してください」にある宛名ラベルを使用して作成すること。

⑨ 応募書類チェックシート（本会所定様式）

応募書類がすべて揃っているか確認し、チェック欄に○をつけること。

やむを得ない事情により、「推薦書」「収入等に関する調査書」の提出が遅れる場合は、その理由を具体的に記入すること。